

募集期間

令和6年

12月13日(金)

令和7年

1月17日(金)

審査日程

令和7年1月(予定)

貸与決定

令和7年2月(予定)

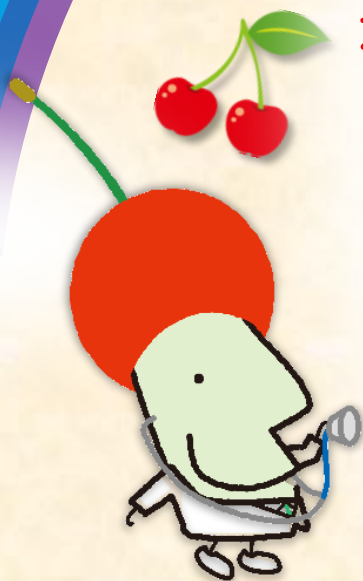
山形県医師修学資金

追加募集

卒業後、県内の公立の病院等に

一定の期間勤務すれば、

修学資金の返還が免除になります。



お問い合わせ

山形県健康福祉部
医療政策課

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL.023-630-3159 FAX.023-630-2301

E-mail

ishikakuho@pref.yamagata.jp

詳しくは

山形県医師修学資金

検索

山形県医師修学資金貸与制度の概要

大学卒業後、県内の医師の確保が必要な地域または診療科に勤務する意思を有する医学生に対して、大学に在学する期間中、修学資金を貸与する制度です。

卒業後、県内の公立の病院等に一定の期間勤務すれば、修学資金の返還が免除になります。

区分	貸与額	対象者	返還免除要件
地域医療従事医師確保修学資金	200万円 (年額)	以下の要件を満たす医学生 ○ 大学卒業後、山形県内の <u>医師の確保が必要な地域</u> に勤務する意思を有していること 県内出身者対象 県外出身者対象	○ 医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと ○ 臨床研修修了後、引き続き山形県内の公立の病院等に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、 <u>貸与期間の1.5倍</u> (7年に満たないときは7年)に達すること ○ 当該在職期間のうち、4年以上(貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上)の期間は、 <u>医師少数区域等の医療機関等に在職すること</u> ○ 県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること
特定診療科医師確保修学資金	200万円 (年額)	以下の要件を満たす医学生 ○ 大学卒業後、山形県内の <u>医師の確保が必要な診療科(小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科、救急医療)</u> に勤務する意思を有していること 県内出身者対象 県外出身者対象	○ 医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと ○ 臨床研修修了後、引き続き山形県内の公的な医療機関の <u>特定診療科</u> に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、 <u>貸与期間の1.5倍</u> (7年に満たないときは7年)に達すること ○ 当該在職期間のうち、4年以上(貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上)の期間は、 <u>医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職すること</u> ○ 県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること

貸与決定

令和7年2月(予定)

※書類審査等あり

募集定員

計9名(予定)